

特別養護老人ホーム実恵園 利用料金表

令和4年10月1日

利用者負担段階	住民税	収入	要介護度	介護サービス費(単位:単位)										(単位:円)									
				基本料金	日常生活継続支援加算	個別機能訓練加算	看護体制加算(Ⅰ)	看護体制加算(Ⅱ)	夜勤職員配置加算(Ⅲ)	計(1日)	科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	処遇改善加算(30日)	特定処遇加算(30日)	介護職員ベア加算(30日)	計(30日)	利用者負担額	居住費	食費	利用者負担合計	高額介護サービス費減付金	実質負担額		
第4段階	本人課税や、本人非課税であるが世帯に課税者が有る場合	介護保険利用者負担割合が3割負担の方	要介護5	847	36	12	6	13	28	942	50	2,350	764	453	31,877	98,213	25,650 @855	43,350 @1,445	167,213				
			要介護4	780						875	50	2,183	710	421	29,614	91,240			160,240				
			要介護3	712						807	50	2,014	655	388	27,317	84,163			153,163				
			要介護2	641						736	50	1,837	598	354	24,918	76,773			145,773				
			要介護1	573						668	50	1,668	542	321	22,621	69,696			138,696				
		介護保険利用者負担割合が2割負担の方	要介護5	847	36	12	6	13	28	942	50	2,350	764	453	31,877	65,475					134,475	21,075	113,400
			要介護4	780						875	50	2,183	710	421	29,614	60,827			129,827	16,427	113,400		
			要介護3	712						807	50	2,014	655	388	27,317	56,109			125,109	11,709	113,400		
			要介護2	641						736	50	1,837	598	354	24,918	51,182			120,182	6,782	113,400		
			要介護1	573						668	50	1,668	542	321	22,621	46,464			115,464	2,064	113,400		
		介護保険利用者負担割合が1割負担の方	要介護5	847	36	12	6	13	28	942	50	2,350	764	453	31,877	32,738					101,738	—	101,738
			要介護4	780						875	50	2,183	710	421	29,614	30,413			99,413	—	99,413		
			要介護3	712						807	50	2,014	655	388	27,317	28,054			97,054	—	97,054		
			要介護2	641						736	50	1,837	598	354	24,918	25,591			94,591	—	94,591		
			要介護1	573						668	50	1,668	542	321	22,621	23,232			92,232	—	92,232		
第3段階(2)	合計120万円を超える方で一定要件に該当する方	要介護5	847	36	12	6	13	28	942	50	2,350	764	453	31,877	32,738	11,100 @370	40,800 @1360	84,638	8,138	76,500			
		要介護4	780						875	50	2,183	710	421	29,614	30,413			82,313	5,813	76,500			
		要介護3	712						807	50	2,014	655	388	27,317	28,054			79,954	3,454	76,500			
		要介護2	641						736	50	1,837	598	354	24,918	25,591			77,491	991	76,500			
		要介護1	573						668	50	1,668	542	321	22,621	23,232			75,132	—	75,132			
第3段階(1)	合計80万円を超える方で一定要件に該当する方	要介護5	847	36	12	6	13	28	942	50	2,350	764	453	31,877	32,738	11,100 @370	19,500 @650	63,338	8,138	55,200			
		要介護4	780						875	50	2,183	710	421	29,614	30,413			61,013	5,813	55,200			
		要介護3	712						807	50	2,014	655	388	27,317	28,054			58,654	3,454	55,200			
		要介護2	641						736	50	1,837	598	354	24,918	25,591			56,191	991	55,200			
		要介護1	573						668	50	1,668	542	321	22,621	23,232			53,832	—	53,832			
第2段階	合計80万円以下の方で一定要件に該当する方	要介護5	847	36	12	6	13	28	942	50	2,350	764	453	31,877	32,738	11,100 @370	11,700 @390	55,538	17,738	37,800			
		要介護4	780						875	50	2,183	710	421	29,614	30,413			53,213	15,413	37,800			
		要介護3	712						807	50	2,014	655	388	27,317	28,054			50,854	13,054	37,800			
		要介護2	641						736	50	1,837	598	354	24,918	25,591			48,391	10,591	37,800			
		要介護1	573						668	50	1,668	542	321	22,621	23,232			46,032	8,232	37,800			
第1段階	生活保護受給者の方 老齢福祉年金受給者の方	要介護5	847	36	12	6	13	28	942	50	2,350	764	453	31,877	32,738	—	9,000 @300	41,738	17,738	24,000			
		要介護4	780						875	50	2,183	710	421	29,614	30,413			39,413	15,413	24,000			
		要介護3	712						807	50	2,014	655	388	27,317	28,054			37,054	13,054	24,000			
		要介護2	641						736	50	1,837	598	354	24,918	25,591			34,591	10,591	24,000			
		要介護1	573						668	50	1,668	542	321	22,621	23,232			32,232	8,232	24,000			

※ 利用者負担段階や収入要件等については、生活相談員にお尋ねください。

※ 介護保険利用者負担割合については、保険者から発行される「負担割合証」を確認してください。

※ 日常生活継続支援加算:介護福祉士が一定以上配置されていて、次のいずれかに該当すると加算されます。

①算定日の属する月の前6月間または前12月間における新規入所者の総数のうち、要介護状態区分が要介護4または要介護5の者の占める割合が一定以上であること。

②算定日の属する月の前6月間または前12月間における新規入所者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状または行動が認められる事から、介護を必要とする認知症である者の占める割合が一定以上であること。

※ 看護体制加算(Ⅰ):常勤の看護師を1名以上配置している場合に加算されます。

※ 看護体制加算(Ⅱ):次の要件を満たした場合に加算されます。

①看護職員を利用者25名に対し1名以上配置(3名)している。

②看護職員の24時間連絡体制を確保している。

※ 夜勤職員配置加算(Ⅰ):最低基準を1名以上上回る夜勤職員を配置した場合に加算されます。

※ 夜勤職員配置加算(Ⅲ):夜勤職員配置加算(Ⅰ)の基準を満たし、夜勤帯の時間を通じて、喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置している場合に加算されます。

※ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ):基本単位に加算単位を加えた値の8.3%が加算されます。

※ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ):基本単位に加算単位を加えた値の2.7%が加算されます。

※ 介護職員等ベースアップ等支援加算:基本単位に加算単位を加えた値の1.6%が加算されます。

※ 科学的介護推進体制加算(Ⅱ):次の要件を満たした場合に加算されます。

①入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること

②必要に応じて、サービスの提供に当たって、必要な情報を活用していること

※ 上記以外にも加算等がございますので、詳しくは生活相談員にお尋ねください。

※ 茂原市は地域区分6級地ですので、1単位10.27円で計算しております。